

公募型プロポーザルに係る手続き開始の公告

「(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設基礎調査業務委託」について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告します。

平成 29 年 4 月 10 日

佐倉市長 蕨 和雄

1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 業務名称 (仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設基礎調査業務委託
- (2) 業務の場所 佐倉市資産管理経営室
- (3) 業務の概要 老朽化した佐倉図書館の建替えを核として、『歴史のまち』を象徴する旧城下町の保全や、交流人口の確保に資するなど、新町等旧佐倉地区の活性化に資する拠点施設を整備するため、市民ニーズの把握、佐倉図書館及びその周辺施設の機能再編や連携に関する検討、整備方針や運営方針の検討を行い、それらを踏まえた「(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設基本構想・基本計画」を策定する(詳細は、別紙「(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設基礎調査業務委託 仕様書」を参照)。
- (4) 契約期間 契約日から平成 30 年 3 月 23 日まで
- (5) 提案限度額 10,260,000 円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

2 参加資格に関する事項

本業務のプロポーザルに参加する提案者は、公告日から最優秀提案者及び優秀提案者(次点)(以下「最優秀提案者等」という。)選定の日までの間において、次の要件のすべてを満たすものとします。

- (ア) 単独企業であること。ただし、当該業務の一部について協力企業等に再委託等することを妨げません。
- (イ) 平成 19 年度以降公告日までに、元請として、官公庁発注の公立図書館の新設または改築、あるいは公共施設の再配置や複合化に関する基本構想・基本計画策定に関する業務について、適正にその履行を完了した実績を有すること。
- (ウ) 佐倉市建設工事請負業者等指名停止措置要領(平成 4 年 5 月 1 日制定)に基づく指名停止又は佐倉市建設工事等暴力団対策措置要綱(平成 11 年 11 月 25 日制定)に基づく指名除外を受けていないこと。
- (エ) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (オ) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を超過しない者、又は前 6 か月以内に手形もしくは小切手を不渡りした者。

②会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申し立てがなされている者、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者。ただし、手続き開始の決定後、佐倉市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。

③警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者。

(カ)平成 29 年 4 月 1 日現在の佐倉市一般(指名)競争入札参加資格者名簿(測量コンサルタントのうち建築関係建設コンサルタント)に登録されている者、又は以下の書類を提出し、本業務のプロポーザルに参加を認められた者であること。

①登記事項証明書(法人の場合)又は身分証明書(個人の場合)の写し

②印鑑証明書の写し

③国税及び地方税の納税証明書の写し

(キ)配置する「管理技術者」について、平成 19 年度以降公告日までに、官公庁発注の公立図書館の新設または改築、あるいは公共施設の再配置や複合化に関する基本構想・基本計画策定について、適正にその履行を完了した実績を有すること。

(ク)配置する予定の「管理技術者」が、参加申込書提出の時点で、自社(提案者)における常勤の正規社員であり、3 ヶ月以上の継続した雇用関係にあること。

(ケ)配置予定技術者のうち 1 名以上は、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 2 条第 2 項に規定する 1 級建築士の資格を有する者とする。

(コ)同一人が代表者となっている法人等は、重複して参加申込をすることはできません。

3 参加申込みに関する事項

(1)提出書類及び提出部数

次の①②⑧は各 1 部、③～⑦は 10 部を提出してください。

①様式 1「参加申込書」

②様式 2「使用印鑑届兼委任状」

※代理人が提出する場合又は代表者以外の印を使用する場合のみ

③様式 3「会社概要」

④様式 4「関連業務実績」

⑤様式 5「業務実施体制」

⑥様式 6「配置予定技術者調書」

⑦企画提案書

⑧見積書及び見積内訳書

(2) 提出期限

平成 29 年 5 月 8 日(月) 午後 5 時 00 分まで

(3) 提出方法

事前に電話確認の上、事務局に持参してください。郵送・電子メールでの提出は不可とします。

なお受付は、開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までとします。

4 審査方法

(1) 書類審査

提出書類について、選定委員会による書類審査を行います。

(2) 提案プレゼンテーション

書類審査の内容を補完するための提案プレゼンテーションを実施します。ただし、提案者が多数の場合は、選定委員会において参加者の選出を行うことがあります。

○提案プレゼンテーション実施概要

- ①開催日時：平成 29 年 5 月下旬(予定)
- ②開催場所：佐倉市役所(当市指定場所)
- ③出席人数：3 名以内
- ④プレゼンテーション時間：
 - ・提案者からの説明時間として 30 分以内
 - ・佐倉市からの質問時間として 20 分程度

5 契約方法

(1) 提出された企画提案書、提案プレゼンテーションの内容に基づいて、佐倉市と最優秀提案者にて、契約内容に関する協議のうえ、随意契約により契約を締結します。

なお、最優秀提案者との協議において双方が合意に至らなかった場合には、優秀提案者(次点)との協議を行うものとします。

(2) 契約手続きは、佐倉市財務規則(平成元年佐倉市規則 6 号)等に定めるところにより行います。

なお、契約締結後において受託者に本提案における失格事由(「2 参加資格に関する事項」に掲げる要件を一つでも満たさないこと、または実施要領「9 失格事項」のいずれかに該当することをいいます。)、不正又は虚偽記載と認められる行為が判明した場合は、当市は契約を解除できるものとします。

6 企画提案書等における言語、通貨及び単位

- (1) 言語：日本語
- (2) 通貨：日本国通貨
- (3) 単位：計量法(平成 4 年法律第 51 号)に基づく単位

7 その他

プロポーザル手続きの詳細は、「(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設基礎調査業務委託公募型プロポーザル実施要領」によります。

8 事務局

- (1)担当部署：佐倉市資産管理経営室
- (2)担当者：齊藤、飯塚
- (3)所在地：〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町 97 番地
- (4)連絡先 電話：043-484-6110 FAX：043-484-1515
- (5)電子メール：fm@city.sakura.lg.jp